

7. 公益財団法人東京都私学財団について

(1) 中長期的な事業計画の策定とPDCAサイクルによる事業管理について

私学財団は都の私立学校がその独自性と特色ある教育を効果的に実施し、健全な学校運営を長期的、安定的に行えるよう私立学校の支援を行う団体であり、その特性及び存在意義から、中長期的な視点から事業運営を行うことが必要であると考えられる。

この点、私学財団では、都が定めた「東京都長期ビジョン」を踏まえ、毎年度、私学財団が行うべき取組及び課題を明らかにし、事業計画を策定している。私学財団に対する補助事業に関連する「東京都長期ビジョン」と平成27年度事業計画との対応は表D5-7-1のとおりである。

表D5-7-1 「東京都長期ビジョン」と平成27年度事業計画との対応

東京都長期ビジョンによる施策の展開	平成27年度事業計画
都市戦略 4 (安全・安心な都市の実現)・政策指針 10	(1) 私立学校安全推進事業 非常時の安全にかかわる設備 (AED、防犯カメラ、非常通報装置) の購入・設置に係る経費を助成
都市戦略 4 (安全・安心な都市の実現)・政策指針 9	(2) 私立学校防災力向上事業 防災教育等を推進し、学校における防災力の向上を図るために必要な経費を助成
都市戦略 6 (世界をリードするグローバル都市の実現)・政策指針 18	(3) 私立学校 ICT 教育環境整備費助成事業 ICT を活用した教育・学習方法の改善に向けた取組を支援するために経費を助成
都市戦略 6 (世界をリードするグローバル都市の実現)・政策指針 18 グローバル人材を育成する教育環境を整備するため、外国人指導者 (JET 人材) の学校への配置を進める。	(4) 私立学校外国語指導助手活用事業 グローバル化に対応した新たな英語教育を推進するため、JET プログラムによる外国語指導助手を活用するために必要な環境を整備

(私学財団作成資料より監査人が作成)

ここで、私学財団では、このような都の方針との整合をとった半年度の事業計画を策定しているが、私学財団としての具体的な数値目標を設定した中長期的な事業方針は策定されていない。この要因の一つに、私学部からの中長期的な視点に立った補助事業計画等の情報提供が不足していることが考えられる。

私学財団は、都の私立学校がその独自性と特色ある教育を効果的に実施し、健全な学校運営を長期的、安定的に行えるよう私立学校の支援を行う役割を担っており、その期待をいかに達成していくかが独立した法人として求められている。また、私学財団は、私立学校等関係教職員の待遇改善を図るとともに、私立学校等の振興に寄与することを目的として、都内にある私立学校の教職員の将来の退職金の支給に必要な資金を交付する退職資金事業を行い、平成26年度末時点において106,052百万円という多額の退職金財源の運用を事業として行っている。私学財団によると、「運用財産管理規程第15条において、3～5年ごとに委託運用における運用受託者の評価を実施することが定められており、これに合わせて、基本ポートフォリオ (最適な資産の構成割合) の見直しなど中期的な資産運用の在り方について検討を行っている」とのことであるが、当該運用資産は各私立学校からの負担金のほか、私学部からの補助金を財源としていることから、安全かつ有効な運用のため、中長期的な視点が必要となる。

このような社会的な使命を抱える私学財団の円滑な事業運営のためには、少なくとも私学部は、補助事業の実施主体として、中長期的な視点に立つて事業計画を策定するとともに、PDCAサイクルによる事業管理を行った上で、事業計画や長期の見通し等についての情報を提供する必要がある。すなわち、私学部は、補助事業について、中長期的に達成すべき目標水準と、これを達成するための具体的な数値目標を設定した補助事業に関する事業計画を策定するとともに、これらの情報を提供できる体制を構築することが必要であると考えられる。

(意見2-36) 中長期的な事業計画の策定とPDCAサイクルによる事業管理について

私学財団は、都が定めた「東京都長期ビジョン」を踏まえ、年度ごとの事業計画を策定しているが、具体的な数値目標を設定した中長期的な事業方針や事業計画を策定していない。この要因の一つに、私学部からの中長期的な視点に立った補助事業計画等の情報提供が不足していることが考えられる。

私学財団は、①都の私立学校がその独自性と特色ある教育を効果的に実施し、健全な学校運営を長期的、安定的に行えるよう私立学校の支援を行う団体であるため、私学部からの補助事業を効率的・効果的に推進すること、また②私学

部からの補助金を財源の一部とした私立学校等関係教職員に関する退職資金事業を行っており、これに必要な多額の財源（平成26年度末106,082百万円）の運用を行っているため、運用資産を安全かつ有効に運用することが必要である。このような社会的使命を抱える私学財団の円滑な事業運営と私学部が主体となっていく補助事業の円滑な遂行のため、私学部は、中長期的に達成すべき目標水準と、これを達成するための具体的な数値目標を設定した補助事業に関する事業計画を策定した上で、事業計画や長期の見通し等の情報を提供することとされたい。また、私学部は、年度ごとに計画と実績を比較・検討することとされたい。また、私学部は、年度ごとに計画と実績を比較・検討することとされたい。また、私学部は、年度ごとに計画と実績を比較・検討することとされたい。また、私学部は、年度ごとに計画と実績を比較・検討することとされたい。

(2) 一者のみから見積りを徴取する随意契約について

私学財団は都の報告団体であるが、都の私立学校がその独自性と特色ある教育を効果的に実施し、健全な学校運営を長期的、安定的に行えるよう私立学校の支援を行うため、都からの補助金等により運営されており、各種の契約を締結する際には、一定の競争性と透明性の確保が求められる。

この点、私学財団の財務規程において、契約の締結方法が定められている。「東京都私学財団財務規程第8章契約」では、「第54条 財団の契約は、指名競争入札又は随意契約の方法により行うもの」とあり、また「第59条 第54条の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする」とされ、限定的に随意契約を認めている。

【(参考) 私学財団財務規程 (一部抜粋)】

第54条 財団の契約は、指名競争入札又は随意契約の方法により行うものとし、契約にあたっては常に取引の実例価格、需給の状況、履行の難易度、数量の多寡、履行時期の長短等を考慮し、適正な価格の決定を行わなければならない。

2 指名競争入札に付する場合には、この規程に特に定められた場合を除き、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

第59条 第54条の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。
 - (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
 - (3) 指名競争入札に付することが不利と認められるとき。
 - (4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みのあるとき。
 - (5) 指名競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
 - (6) 落札者が契約しないとき。
 - (7) 予定価格が250万円未満の工事の請負契約、予定価格が200万円未満の売買契約その他の契約をするとき。
 - (8) 前各号に定めるもののほか、経理責任者が特に必要と認めたとき。
- 2 前項第1号、第3号及び第4号の場合において、その契約予定額が1,000万円以上の案件については、理事長が別に定める方式により契約の相手方を選定するものとする。
- 3 前項の規定以外により随意契約する場合は、原則として2人以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、価格の定められた物件を買い入れるとき、又は、予定価格が50万円未満の契約その他経理責任者が必要ないと認めたときは、この限りではない。

ここで、私学財団の発注に関する契約種類別における契約件数は表 D5-7-2のとおりである。

表 D5-7-2 発注に関する契約種類別の件数及び金額

契約種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度
競争入札	-千円 (-%)	-千円 (-%)	7,286千円 (2%)
	-件 (-%)	-件 (-%)	3件 (1%)
随意契約	235,688千円 (100%)	178,583千円 (100%)	404,118千円 (98%)
	158件 (100%)	175件 (100%)	199件 (99%)
合計	235,688千円 (100%)	178,583千円 (100%)	411,405千円 (100%)
	158件 (100%)	175件 (100%)	202件 (100%)

(私学財団作成資料より監査人が作成)

表 D5-7-2 から明らかのように、私学財団が締結する契約は、そのほとんどが随意契約によっている。

随意契約のうち、一者のみから見積りを徴取する随意契約は、競争という方法を取らずに、契約担当職員が任意に選択した一者を相手方として締結する契約方法である。当該随意契約は、競争原理に基づかない点で、競争契約に係る手続の時間を省き、能力や信用等の調査も含めて、業者の選定を容易にする点でメリットがある。しかしながら、その反面、特定の業者に限定する必要性のない業務や物品について、安易にこうした随意契約を通じて発注を行えば、本来は競争性を確保すべき契約が、不適正な価格によって締結される可能性があるというデメリットを内包している。

この点、「東京都私学財団財務規程」においても、「随意契約する場合は、原則として2人以上のものから見積書を徴するものとする」とされ、一者のみから見積書を徴する随意契約は例外的な契約とされている。

以上のように、一者のみから見積りを徴取する随意契約による契約の締結は、例外的な契約手法であると考えられることから、その契約が合理的な理由に基づいて締結されているかどうかを検討することは重要である。そのため、監査人は、私学財団における平成26年度のこうした随意契約の理由書を検討したところ、表 D5-7-3 のとおり、合理的な理由とは認め難い随意契約、あるいは随意契約を締結する上での課題が検出された。

表 D5-7-3 一者のみから見積りを徴取する随意契約の内容

案件名	契約先	金額	理由
東京都就学支援金センターの造作工事	A社	9,957千円	平成26年度就学支援金事務の内容が決定し、本財団が受託することが決定したのは平成28年3月25日であるため、移転作業については、この日から準備を行い、4月20日までに完了しなければならぬ。このような緊急の必要により、競争入札に付すことはできないことから、本財団財務規程第59条第1項第2号に基づき、随意契約の方法により契約を行う。また、A社は、平成23年度から本財団の賛助会員であり、本財団の設立趣旨や事業内容等について理解があり、且つ賛同している業者である。加えて、東京都の競争入札参加資格も有しており、本契約を期限内に確実に履行できる業者であることから、同3項に基づき、A社との特命随意契約とする。
東京都就学支援金センターの電気工事等	B社	2,538千円	平成26年度就学支援金事務の内容が決定し、本財団が受託することが決定したのは平成28年3月25日であるため、移転作業については、この日から準備を行い、4月20日までに完了しなければならぬ。このような緊急の必要により、競争入札に付すことはできないことから、本財団財務規程第59条第1項第2号に基づき、随意契約の方法により契約を行う。また、B社は、セントラルプラザ事務所の電気工事実績等があり、本契約を期限内に確実に履行できる業者であることから、同3項に基づき、B社との特命随意契約とする。

(注) 文中の下線は監査人が追加している。

(特命随意契約の理由書より監査人が作成)

両契約について、私学財団は、都から受託することが決定したのが遅かったため、「緊急の必要」があるとしている。しかし、私学財団は「平成26年度就学支援金事務の内容が決定し、本財団が受託することが決定したのは平成26年3月25日」とする一方、当該就学支援金事務を行う就学支援金センターのある飯田橋ビルの賃貸契約については、平成26年2月14日付で行っている。この理由を私学財団に確認したところ「不動産については、契約締結期限があることやこれまでの実績を鑑み受託する可能性が高いことを総合的に勘案し、飯田橋ビルの賃貸契約を2月14日付で締結した。また、私学財団が東京都に見積書を提出した3月11日時点では、受託が決定されていなかったため、工事の契約事務を進めることはできなかった」とのことであった。しかしながら、不動産については条件の制約が多く、受託できなかった場合の違約金等のリスクを承知で先行契約せざるを得なかったが、造作工事着手による工事費用や現状復旧費用のリスクは回避すべきとの経営判断があったにせよ、これら工事については、就学支援金事務の委託の決定を条件とする停止条件付の契約とすることも可能であった。「受託は決定されていなかったため、工事の契約事務を進めることはできなかった」として、緊急を理由に一者見積りによる随意契約をしたのは安易であったと言わざるを得ない。

前者の東京都就学支援金センターの造作工事案件では「A社は、平成23年度から本財団の賛助会員であり、本財団の設立趣旨や事業内容等について理解があり、かつ賛同している業者である。加えて、東京都の競争入札参加資格も有しており、本契約を期限内に確実に履行できる業者であること」を理由に一者見積りによる随意契約としているが、賛助会員であることは、取引の公正性・公平性に関して、より慎重に検討すべき相手先であるとも考えられ、一者見積りによる随意契約を行う理由としては適切ではない。

以上のことから、東京都就学支援金センターの造作工事及び東京都就学支援金センターの電話工事等は、いずれも随意契約を行うことの合理的な理由がなく、また仮に随意契約を行うとしても、期限内に確実に履行できる業者は他にもあると推測されることから、二者以上から見積りを取るべき契約であったと考えられる。

(指摘2-5) 一者のみから見積りを徴収する随意契約について

私学財団においては、効率性や公共性の観点から、競争性と透明性を確保した上で契約の締結がなされるべきであり、安易な理由による一者見積りによる随意契約の締結を認めるべきではないが、合理的な理由を欠いたこうした随意契約2件が検出された(平成26年度の契約金額の合計12百万円)。いずれも平成26年度就学支援金事務に関連するものであり、一者見積りによる随意契約の理由を主に「緊急の必要」としているが、一方で、同一事業の別途契約(不動産賃貸借契約)を2月に締結していることから、停止条件付契約を検討するなどして「緊急の必要」を回避し、複数者による見積り競争ができた可能性があった。私学財団の運営はその大部分の財源が私学部からの補助金・委託費であり、その原資が都民からの税金であることを踏まえた上で、公平性・公共性などの観点から、一者見積りによる随意契約によることの合理的な理由を十分かつ詳細に検討することとし、これが確実に運用されていることをモニタリングする体制を再構築することとされた。

VI 文化振興事業に関する指摘と意見

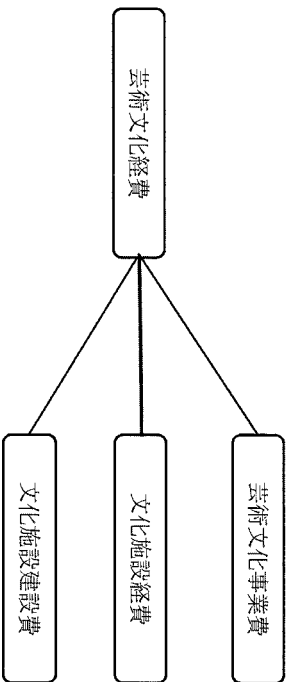
1. 文化振興部における文化振興事業全体の経営管理体制について

(1) 経営管理のPDCAサイクルと情報開示について

① 文化振興費用(芸術文化経費)の体系について

文化振興を遂行するためには、文化施設の建設費・運営費、文化関連事業・各文化団体に対する補助費用など様々な費用が必要となる。そこで、監査人は、文化振興部における文化振興施策を検討するに当たって、「文化庁から平成27年9月に公表された「地方における文化行政の状況について(平成25年度)」を基に、文化振興に関する経費を芸術文化経費と位置付け、これを芸術文化事業費、文化施設経費、文化施設建設費から構成されるものとした(図D6-1-1参照)。

図D6-1-1 文化振興費用(芸術文化経費)の構成



(文化庁「地方における文化行政の状況について(平成25年度)」を監査人が作成)

(注1) 「芸術文化」とは芸術(美術、音楽、演劇、舞踊、映画、文学等)、芸能(講談、落語、浪曲、漫才、歌謡等)、生活文化(華道、書道等)及び国民娯楽(囲碁、将棋等)等を言う。

(注2) 「芸術文化事業費」には、芸術文化団体に対する補助に係る経費等を計上している。

(注3) 「文化施設経費」には、文化施設(文化会館、美術館等)の管理運営に係る経費(人件費を除く)を計上している。修繕費、光熱水費、文化施設の管理運営を委託している場合の委託費を含む。なお、図書館及び公民館は社会教育施設に該当するので、文化施設には含まない。

(注4) 「文化施設建設費」には、土地購入費、建設費等(準備費、調査費、設計料等を含む)を計上している。

② 東京都における芸術文化経費について

まず、監査人は、「地方における文化行政の状況について(平成25年度)」を基に、東京都における芸術文化経費について、他の道府県と比較することとした(表D6-1-1参照)。

表D6-1-1 平成25年度の都道府県別芸術文化経費の状況

(単位:千円)

都道府県名	芸術文化経費
1. 東京都	10,991,065
2. 大分県	5,047,310
3. 兵庫県	3,599,642
4. 愛知県	2,841,976
5. 神奈川県	2,383,216
6. 滋賀県	2,226,239
7. 静岡県	1,915,000
8. 千葉県	1,829,770
9. 石川県	1,806,982
10. 北海道	1,684,346
全国平均	1,470,244

(文化庁「地方における文化行政の状況について(平成25年度)」より監査人が作成)
 (注) 芸術文化経費金額については、教育委員会及び庁長官部局の合算金額である。

表D6-1-1のとおり、東京都における芸術文化経費109億91百万円は、全国の道府県の中でトップであり、また全国平均14億70百万円を大きく上回っていることが分かる。2位の大分県と比べても、およそ59億円と大きな差がある。

次に、人口1人当たりの芸術文化経費の負担額を、近隣県及び大都市を有する愛知県、大阪府と比較することとした(表D6-1-2参照)。

表 D6-1-2 人口1人当たりの芸術文化経費の負担額

都府県名	芸術文化経費 (千円)	推計人口 (人)	(※)	1人当たり負担額 (円)
東京都	10,991,065	13,234,572		830
埼玉県	1,623,446	7,207,748		225
千葉県	1,829,770	6,184,553		296
神奈川県	2,383,216	9,061,378		263
愛知県	2,841,976	7,415,747		383
大阪府	746,823	8,851,237		84

(文化庁「地方における文化行政の状況について(平成25年度)」及び各都府県HPより監査人が作成)
 ※ 平成25年4月時点の推計人口を用いている。

表 D6-1-2 のとおり、都民1人当たりの芸術文化経費の負担額は約830円であり、他府県と比べて大きいことが分かる。

さらに、それぞれの都府県民所得に対する芸術文化経費の比率を比較するととした(表 D6-1-3 参照)。

表 D6-1-3 都府県民所得に対する芸術文化経費の比率

都府県名	芸術文化経費 (千円)	都府県民所得 (百万円)	芸術文化経費比率 (%)
東京都	10,991,065	58,515,600	0.02
埼玉県	1,623,446	20,234,480	0.01
千葉県	1,829,770	17,615,520	0.01
神奈川県	2,383,216	26,545,415	0.01
愛知県	2,841,976	25,524,629	0.01
大阪府	746,823	26,030,125	0.00

(文化庁「地方における文化行政の状況について(平成25年度)」及び各都府県HPより監査人が作成)
 (注1) 都府県民所得は平成24年度の所得額である。
 (注2) 芸術文化経費比率については、小数点以下第3位を四捨五入している。

表 D6-1-3 のとおり、都民所得に対する芸術文化経費の比率は0.02%であり、他府県のそれと比べて高いことが分かる。

以上の検討結果をまとめると、東京都の芸術文化経費は、その金額の規模、人口1人当たりの負担額、所得に対する比率、いずれも他の道府県と比べて大きいことが分かる。

③ 文化振興部が所管する文化施設に係るコスト等について

ここで、監査人は、文化振興部が所管する文化施設に係るコスト等を検討することとした(表 D6-1-4 参照)。なお、文化施設のうち、ホール事業を主とする芸術劇場及び文化会館は、その収入が主に公債主権者からの貸館料収入(来館者からの入場料収入は主にホールの借主である公演主権者の収入)であることから、ここでの検討の対象外とした。

表 D6-1-4 文化振興部所管文化施設に係るコスト負担額

科目	江戸博	写真美術館	現代美術館	都美術館	庭園美術館
指定管理料 (A) (※1)	1,538,860	693,081	839,639	570,641	261,700
維持補修費 (B)	102,940	0	35,295	4,201	7,021
減価償却費 (C)	926,035	167,535	947,789	146,733	17,382
想定費用 (A+B+C+D)	2,567,835	860,616	1,822,723	721,576	286,104
来館者数 (E)	974,969	238,844	408,952	2,150,039	93,202
来館者1人当たりコスト (D/E=F)	2,633	3,603	4,457	335	3,069
来館者からの収入 (G) (※2)	366,093	38,279	179,674	342,787	64,084
来館1人当たり支払額 (G/E=H)	375	160	439	159	687
平成26年度推計人口 (I)	13,321,447				
都民1人当たりコスト (D-G)/I=J)	165	61	123	28	16

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(注1) 単位については、A,B,C,D,G:千円 E,I:人 F,H,J:円 となっている。
 (注2) 想定コストは、簡便的に、金額が大きい指定管理料、建物等の減価償却費及び維持補修費のみとしている。工事諸費は、年度により差が大きい等の理由から、想定コストに含めていない。
 (注3) 来館者数は、平成26年度における実績数であり、観覧料無料や各種割引による来館者を含む。
 ※1 庭園美術館へは、「補助金・負担金」として交付しているが、指定管理料の欄に記載している。
 ※2 入場料収入である。都美術館の収入には、その特性上、共催事業収益及び施設使用料を含んでいる。

さて、表 D6-1-4 を検討した結果、監査人の所見は次のとおりである。まず言えるのは、文化振興部が所管する文化施設は総じてコストが多額である。特に、江戸博は年間25億円超、現代美術館は年間18億円超と多額のコストが生じて

いる。次に言えるのは、来館者 1 人当たり年間コストも総じて多額であり、また、このコストが来館者 1 人当たりの収入で全く賄われていないことである。それだからこそ、民間ではなく、行政が文化施設を建設・運営する意義がある、という考え方もある。しかしながら、都民 1 人当たりのコストが、これら施設の合計で年間約 400 円にもなり、その財源が都税で賄われていることに鑑みれば、公平性や受益者負担の観点も踏まえつつ、文化施設に係るコスト削減や収入拡大について、更なる施策が必要であると考えられる。

(2) 文化振興事業における文化振興部と監理団体の役割分担について

「東京都文化振興条例」では、都の文化振興施策の総合的かつ効果的な推進や、都民の文化創造の尊重などが定められており、また第 15 条では、必要な文化施設を体系的に整備するとともに、文化活動の場として活用するように努めるよう定められている。

都の文化振興施策については、都知事の附属機関である東京芸術文化評議会などの議論を受け、都立文化施設は「東京における芸術文化の創造発信拠点」という位置付けがなされている。これは、都立文化施設は単なる「はこもの」ではなく、都が文化振興施策を実現する場、あるいは実施主体ということである。また、「東京文化ビジョン」において、都立文化施設は様々な施策と関連付けられ、最大限に活用することが謳われていることから、文化施設の運営については、都の文化振興施策を適切に取り入れながら確実に実行する必要がある。このような背景の下、文化振興部は都立文化施設の管理運営について監理団体である歴史文化財団を指定管理者として指定している。その役割分担を示せば、表 D6-1-5 のとおりである。

なお、都響の実施する事業については、本報告書第 3 の VI の 1.0. 「公益財団法人東京都交響楽団について」に詳しく記載しているので、そこを参照されたい。

表 D6-1-5 文化振興部と歴史文化財団の役割分担

文化振興部	
<p>【文化振興部と歴史文化財団との連携事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「オーガニゼーション東京（歴史文化財団内）で設 （席） ・東京文化発信プロジェクト事業の実施 ・舞台芸術の振興 （都民芸術フェスティバル、子供向け舞台芸術 参加、体験プログラム事業） ・芸術文化を活用した被災地支援事業の実施 （アートプログラムの実施等） ・アーティスト交流 （「トーキョーパブリックアーティスト」） ・文化施設の管理運営 （指定管理者としての歴史文化財団が管理） 	<p>【歴史文化財団独自の事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美術館及び博物館における展覧会の自主企画展 ・ホールにおける館主催の演劇・音楽等事業 ・ワークショップ等の各種教育普及事業 ・トーキョーワンダーサイト及び水天宮ピクトの運営
<p>【文化振興部独自の事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京芸術文化評議会の組織・運営 ・専門部会（文化都市政策検討部会等）の組織・運営 ・文化振興施策の企画調整 ・野外芸術作品の保守管理 ・旧小笠原邸の保存活用 ・舞台芸術の振興（島しょ芸術文化振興事業、アジア舞台芸術祭） ・文化行事等（顕彰制度、隅田川花火大会等） ・公共空間の開放（ヘブンアーティスト事業、ストリートペインティング） ・歴史文化財団及び都響の監理・助成 	<p>（生活文化局作成資料より監査人が作成）</p>

(注) 歴史文化財団は、【文化振興部独自の事業】に係る中長期計画を策定していない。

(3) 文化振興事業に係る組織・人員の体制について

文化振興部は、監理団体（歴史文化財団及び都響）とともに、文化振興に関する施策を実施しているが、それぞれの組織における職員等の定数は、表 D6-1-6 のとおりである。

表 D6-1-6 文化振興に係る都組織の人員定数（平成26年度）

(単位：人)

組織	職員数	学芸員数	楽員数	合計	割合
文化振興部	35	-	-	35	7.7%
歴史文化財団	239	59	-	298	65.3%
	(39)	(-)	(-)	(39)	
都響	22	-	101	123	27.0%
	(2)	(-)	(-)	(2)	
合計	296	59	101	456	100.0%
	(41)	(-)	(-)	(41)	

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(注1) 非常勤職員を含む。

(注2) カッコ書きは都からの派遣であり、内数で記載している。

(注3) 歴史文化財団の学芸員数については、定数管理されているのは固有職員のみである。

(注4) 歴史文化財団・都響については、「定数」を「所要人員」と読み替える。

表 D6-1-6 のとおり、文化振興施策に係る組織の人員は、その6割以上を歴史文化財団が、また、その2割以上を都響が占めており、文化振興部が占める割合が小さいことが分かる。このような状況から、文化施策のうち、主に文化施設の管理運営を歴史文化財団が、また交響楽を通じた活動を都響が実施しているのに対して、文化振興部は、それ以外の施策実施や文化施策全体の包括的な意思決定などを担っていることがうかがえる。

(4) 文化施設の経営管理体制について

① 美術館・博物館に係る地方独立行政法人制度の検討について

ところで、公の施設の管理については、平成15年度の地方自治法の改正により、普通地方公共団体が指定するものに管理権限を委任する指定管理者制度が導入されており、従来の管理委託制度が廃止され、公の施設の管理は、直営か

指定管理者制度かのいずれかに移行しなければならないことになった。

さらに、平成25年10月に地方独立行政法人法施行令が改正され、政令に定める公的な施設に「博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館」が追加され、これら施設については地方独立行政法人による設置及び管理が可能となった。

このことから都では、それまで指定管理者制度を導入して管理運営を行ってきた都立博物館・美術館の管理運営について、両制度のメリット・デメリットを勘案し再検討している。

その際の検討では、①指定管理者制度を採用することで、博物館・美術館を都が直接運営するのではなく、その分野に専門性を有する団体（指定管理者）にゆだねることによって、効率的・効果的な業務運営を確保し、都民サービスが向上していること、②目標管理や評価制度、PDCAサイクルの確保等について、地方独立行政法人と同水準で対応することで、指定管理者制度により十分な効果を上げていること、を理由として、都の博物館・美術館に地方独立行政法人制度を導入することの意義は乏しいと判断している。

また、都では博物館・美術館に地方独立行政法人制度を導入することの問題点として、地方独立行政法人化の対象となる文化施設は博物館・美術館に限られるため、ホール系事業（文化会館・芸術劇場）やアーツカウンシル事業と切り離されることになり、都が進めてきた都立文化施設の一元化方針や政策連動性の確保が困難になるとの見解を示しており、指定管理者制度と地方独立行政法人の制度を比較した結果、指定管理者制度に替え、法人設立や財産整理、様々な制度改正など時間や大きなコストをかけて地方独立行政法人制度を導入する意義は乏しいとしている。

文化振興部が所管する文化施設は、博物館や美術館など文化的価値の高い施設が多く、それぞれの施設で個別の事情や特有の問題・課題を抱えていることから、適切な管理形態を選択することが必要であると考えられる。

現在、文化振興部では、庭園美術館を除く、ほとんどの文化施設を指定管理者制度によって管理・運営しており、文化振興部所管の文化施設に係る指定管理者は、表 D6-1-7 のとおり、すべて歴史文化財団である。